

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

労働安全衛生法の「衛生管理体制」まとめ

今回の通信では衛生管理者、産業医、衛生委員会について選任すべき者の資格や職務についてご紹介します。

【衛生管理者】 労働安全衛生法第12条により、事業者は一定の規模以上の事業場ごとに衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させることが義務付けられています。

●事業場の規模ごとに選任しなければならない衛生管理者数

事業場の規模 (常時使用する労働者数)	衛生管理者の数
50人～200人	1人
201人～500人	2人
501人～1,000人	3人
1,001人～2,000人	4人
2,001人～3,000人	5人
3,001人以上	6人



●選任すべき者は以下のいずれかの資格保有者

- 衛生管理者免許（第一種、第二種）
※安全衛生技術試験協会が毎月試験を実施しています
- 衛生工学衛生管理者

●衛生管理者は主に以下の業務を行う

- 健康に異常のある者の発見および処置
- 作業環境の衛生上の調査
- 作業条件、施設等の衛生上の改善
- 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備 ・定期巡視

【産業医】 労働安全衛生法第13条により、事業者は一定の規模以上の事業場ごとに産業医を選任し、事業者の直接の指揮監督下で専門家として労働者の健康管理等に当たらせることが義務付けられています。

●常時50人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任

●選任すべき医師は以下のいずれかの要件を備えた者

- 厚生労働大臣の定める研修の修了者
- 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの
- 大学において、労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、または常勤講師の経験のある者

●産業医は主に以下の事項を行う

- 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- 作業環境の維持管理に関すること
- 作業の管理に関すること
- 労働者の健康管理に関すること
- 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- 衛生教育に関すること
- 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること
- 勧告、定期巡視



【衛生委員会】 労働安全衛生法第18条により、事業者は常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに衛生委員会を設置することが義務付けられています。

●委員の構成は以下のとおり

- 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等
※主に代表取締役や人事担当役員など
- 衛生管理者
- 産業医
- 労働者（衛生に関する経験を有する者）



●衛生委員会では以下の事項を行う

- 毎月1回以上開催すること
- 委員会における議事の概要を労働者に周知すること
- 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、3年間保存すること

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。